

商標審査基準たたき台（案）（第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28）

商標法68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28

商標審査基準たたき台（案）

第16 第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28（国際商標登録出願に係る特例）

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三条（4）に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第三条の三（2）の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条（1）に規定する国際事務局の登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。
国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

現行の商標審査基準

第16 第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28（国際商標登録出願に係る特例）

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三条（4）に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第三条の三（2）の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条（1）に規定する国際事務局の登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。
国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。	国際登録簿に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定（以下この章において「国際商標登録出願」という。）に係る登録商標（以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。）がその商標登録前の登録商標（国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。）と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

第六十八条の十一 国際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

第六十八条の十二 国際商標登録出願については、第十条の規定は、適用しない。

第六十八条の十三 国際商標登録出願については、第十一条及び第六十五条の規定は、適用しない。

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定（以下この章において「国際商標登録出願」という。）に係る登録商標（以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。）がその商標登録前の登録商標（国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。）と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

第六十八条の十一 国際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

第六十八条の十二 国際商標登録出願については、第十条の規定は、適用しない。

第六十八条の十三 国際商標登録出願については、第十一条及び第六十五条の規定は、適用しない。

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の四の規定は、適用しない。

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第六十八条の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の四の規定は、適用しない。

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第六十八条の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

商標法施行規則

第四条の九 商標法第六十八条の九第二項の表の国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるものの項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 色彩に係る主張に関する情報（色彩のみからなる商標の場合に限る。）
- 二 標章の記述

1. 国内登録商標との同一及び重複の判断について

第68条の10（国際商標登録出願の出願時の特例）が適用されるかについては次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第68条の10の適用を受けることができるのは、当該国際商標登録出願の査定時において有効に存続している国内登録に基づく登録商標（以下「国内登録商標」という）であって、同条に規定する要件をすべて満たしている場合に限る。例えば、次のような商標には適用されない。

(例)適用されない商標

①出願中の商標

②国際商標登録出願に基づく登録に係る商標

- (2) 国際商標登録出願に係る商標は、国内登録商標に係る商標と同一の標章（縮尺のみ異なるものを含む。）でなくてはならない。

- (3) 国際商標登録出願と国内登録商標に係る指定商品又は指定役務が重複しているか否かは、次のとおり判断する。

① 国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が、本条の判断時点においては国内登録商標に係る指定商品又は指定役務に概念上含まれる場合であっても、当該国内登録商標の出願時には国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が存在していないという十分な心証を得られたときは、重複しないものと判断する。

(例)

国内登録商標の指定商品「電気通信機械器具」

国際商標登録出願の指定商品「乗物用ナビゲーション装置」

（解説）国内登録商標の出願時に「乗物用ナビゲーション装置」が存在していないことを前提とする。

商標法施行規則

第四条の九 商標法第六十八条の九第二項の表の国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるものの項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 色彩に係る主張に関する情報（色彩のみからなる商標の場合に限る。）
- 二 標章の記述

1. 第68条の10（国際商標登録出願の出願時の特例）については次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第68条の10の適用を受けることができるのは、当該国際商標登録出願の査定時において有効に存続している国内登録に基づく登録商標（以下「国内登録商標」という）であって、同条に規定する要件をすべて満たしている場合に限るものとし、例えば、出願中の商標又は国際商標登録出願に基づく登録に係る商標については適用されないものとする。

- (3) 国際商標登録出願に係る商標と国内登録商標に係る商標との同一については、厳格に解し、その構成及び態様が同一（相似形のものを含む。）のものに限るものとする。

- (2) 国際商標登録出願と国内登録商標に係る指定商品又は指定役務が重複しているか否かの判断は、次のとおりとする。

① 国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が、当該国内登録商標の出願時には存在していないという十分な心証を得られたときは、重複しているものとはしない。

② 国際商標登録出願に係る指定商品が、当該国内登録商標の出願時に存在していないものであっても、①の基準にかかわらず、商品の品質、形状、用途、機能等及び当該商品が属すべき指定商品に係る商品概念並びに一般的、恒常的な取引の実情を総合的に勘案して、当該国内登録商標に係る指定商品と実質的に同一のものと認められる場合は、当該指定商品と重複しているものとする。また、国際商標登録出願に係る指定役務についても、指定商品の場合と同様に取り扱うものとする。

(例) 実質的に同一のものと認められる場合

国内商標登録の指定商品「電気通信機械器具」

国際商標登録出願の指定商品「プラズマテレビジョン受信機」

(解説)

国内登録商標の出願時に「プラズマテレビジョン受信機」が存在していないとしても、それと同一用途・機能であり、取引形態も実質的に同一のものと認められる「テレビジョン受信機」が存在しているため。

(削除)

(4) 国際商標登録出願が2以上の商品又は役務を指定している場合であって、重複に係る国内登録商標が1又は2以上ある場合について、第68条の10の規定により出願の日が遡及するか否かは、それぞれ国内登録商標との関係で第68条の10が規定する要件を満たすものであるかを考察し、要件を満たすものである場合は、その指定商品又は指定役務ごとにそれぞれ国内登録商標における出願の日に遡及するものとする。

2. 国際商標登録出願に係る商標の補正

国際商標登録出願に係る商標は、国際登録がされた段階で確定しているため、補正をすることができない。

② 国際商標登録出願に係る指定商品が、当該国内登録商標の出願時に存在していないものであっても、①の基準にかかわらず、商品の品質、形状、用途、機能等及び当該商品が属すべき指定商品のもつ商品概念並びに取引の通念を総合的に勘案して、当該国内登録商標に係る指定商品と実質的に同一種類のものとみられる場合は、当該指定商品と重複しているものとする。また、国際商標登録出願に係る指定役務についても、指定商品の場合と同様に取り扱うものとする。

ただし、例えば、当該指定商品が「木製机」のように特定されている場合に「金属製机」まで重複しているものと取り扱うものではない。

(4) 国際商標登録出願が2以上の商品又は役務を指定している場合であって、重複に係る国内登録商標が1又は2以上ある場合について、第68条の10の規定により出願の日が遡及するか否かは、それぞれ国内登録商標との関係で第68条の10が規定する要件を満たすものであるかを考察し、要件を満たすものである場合は、その指定商品又は指定役務ごとにそれぞれ国内登録商標における出願の日に遡及するものとする。

2. 国際商標登録出願に係る商標の補正は、国際登録の性質上、これを行うことができない。